

農林水産省知的財産戦略のポイント (フォローアップ概要)

令和7年4月
農林水産省
輸出・国際局

(I) 農林水産・食品分野における知的財産の創出・保護・活用の推進

1. 植物新品種 ①

【現状】

- 品種開発は、人的・財政的なコストが大きいことに加え、開発には最低でも10年程度を要し、普及までにも現場での実証試験や評価が求められるなど、長期にわたる状況。
- 育種素材として、既存品種と異なる特性を有する遺伝資源を東南アジア等から収集。また、複数の機関が保有する遺伝資源を横断的に検索可能なデータベースを開発し、農研機構のジーンバンクや公設試等が保存している遺伝資源を登録。

【課題】

- 食料の安定供給に向けては、多収化、省力化、スマート農業技術、気候変動等に対応した品種開発を進めることが急務。
このため、産学官の連携等により、消費者や実需者のニーズをとらえた優れた新品種の開発支援の更なる強化が必要。
- 多様な品種開発ニーズに応じるためには、東南アジア諸国以外の地域において遺伝資源の探索収集を実施し、我が国に導入することが必要。

【今後の方向性(案)】

(1) 産学官連携強化による優良な品種の開発・普及の迅速化

- ① 農研機構はもとより、都道府県、大学、民間等が一体となって、多収性、スマート農業技術適性、高温耐性等の気候変動等への対応や、輸出促進等の社会課題の解決に資する革新的新品種の開発を強化・推進。その際、開発段階から産学官連携を強化し、政策ニーズと実需者や生産者のニーズに応じた品種の開発と普及を迅速化。
- ② 品種開発の迅速化・効率化に向けた基盤技術として、AIやゲノム情報等のビッグデータ等を活用した育種技術の開発を推進。

(2) 新品種開発に資する植物遺伝資源の充実

- ① 農研機構のジーンバンクを通じ国内外の遺伝資源の収集、保存及び活用を推進。また、ジーンバンクが保存する遺伝資源を民間種苗会社等の品種開発機関に提供。
- ② 公設試等が保有するものも含め、国内に保存されている遺伝資源を検索できるデータベースの充実を推進。
- ③ 多様な野菜類遺伝資源を保有する中央アジア諸国と共同研究契約を締結の下、民間ニーズを踏まえた新規野菜類遺伝資源の収集・保存を推進。また、我が国が円滑に海外遺伝資源を取得・利用できる環境の整備を促進。

(I) 農林水産・食品分野における知的財産の創出・保護・活用の推進

1. 植物新品種 ②

【現状】

- 令和2年種苗法改正により、登録品種の海外持出し等への育成者権者の許諾制を導入。海外流出に対し一定の歯止め。
併せて、海外での品種登録出願を財政支援。
- 併せて、品種登録制度が不十分なアセアン諸国に対し、東アジア植物品種保護フォーラムにおいて、意識啓発や審査技術研修等の協力活動を実施。
また、UPOV加盟国等との間では、現在19カ国・地域と審査協力覚書を締結。

【課題】

- 制度的な手当だけでなく、現場における管理の実践が重要。さらに、コロナ禍以降のオンライン取引の増大に伴い種苗の流通ルートが多様化し、新たな流出リスクが顕在化。
他方、国内外における出願の必要性への認識には育成者ごとにばらつき。国内の品種登録出願数も減少傾向で推移。
- 品種登録出願のインセンティブを高めるためにも、出願・審査手続の円滑・迅速化が必要。
- 欧州等におけるDNA技術を始めとする先端技術の審査への利活用の進展に比し、我が国では対応に遅れ。
- アジア地域に加え、今後日本の海外展開が見込まれるグローバルサウスのUPOV加盟も重要。

【今後の方向性(案)】

(3) 優良品種の海外流出・無断栽培の抑止

- ① 果樹等の優良品種について、非農業者による苗木の取扱いの抑止に向け、許諾管理のあり方の指針を整備するほか、苗木の管理能力の高い苗木業者の育成、地図情報を活用した苗木管理システムの構築を推進。
- ② さらに、苗木のリース方式導入の推進、DNA品種識別技術を活用した育成者権行使の実効性向上等による育成者のメリット・権利の強化など、国内管理と侵害・流出抑止の徹底に向けた法的枠組みの整備を検討。
- ③ 海外出願の考え方や基準の整備、海外出願支援のほか、監視・侵害対応を許諾先に担わせることを目的とした防衛的な海外ライセンスに向けた条件整備を推進。

(4) 品種登録出願・審査手続の円滑化・効率化

品種登録出願・審査手続の円滑・迅速化に向け、DNA品種識別技術の審査への活用のほか、審査の方法や体制を見直し。

(5) 外国における品種保護環境の整備

UPOV加盟国・事務局との協働と、フォーラムでの支援を通じ、UPOV91未加盟国の品種保護制度整備を推進。UPOV加盟国と、審査協力のほか、DNA技術や人材育成などの分野でも連携を推進。

(I) 農林水産・食品分野における知的財産の創出・保護・活用の推進

1. 植物新品種 ③

【現状】

- 令和2年種苗法改正により、登録品種の海外持出し等への育成者権者の許諾制を導入。
併せて、海外での品種登録出願を財政支援。
- さらに、海外における無断栽培を実効的に抑止するとともに、海外から稼ぎ、国内農業振興に繋げていくため、
 - ① 公的機関等の育成者に代わって専任的に優良品種の保護・活用を担う「育成者権管理機関」の立上げを推進。
 - ② あるべき海外ライセンスの指針を策定・公表。
- 我が国の育種を担う公的機関の開発品種については、その経済価値に比して許諾料が著しく低廉。

【課題】

- 果樹等の優良品種には、海外から稼げる高いポテンシャル。
このため、戦略的な海外ライセンスを通じ、①無断栽培を実効的に抑止しつつ、②輸出拡大に資するとともに、③相応の許諾料を得て新品種開発等の国内農業振興に繋げるサイクルを確立していくことが重要。
他方、主たる育成者である公的機関には、実効的な保護・活用を実践するリソースに限界。
育成者権管理機関の立上げ・事業化が急務。
- 優良品種の開発・普及に資する、品種の利用者に応じた戦略的な許諾料設定を推進していく必要。

【今後の方向性(案)】

(6) 海外から稼ぎ、国内農業振興に還元する枠組みの整備

- ① 優良品種の戦略的な海外ライセンスを促進し、無断栽培を実効的に抑止しつつ、日本産品の輸出ターゲット市場においてジャパンプランドの周年供給が可能な体制を構築するとともに、相応のロイヤルティを得て、知的財産の保護・管理、産地化・ブランド化、更には新たな品種開発に還元するサイクルの確立を推進。
- ② こうした戦略的な海外ライセンスを担う育成者権管理機関の早期立上げ・早期事業化を推進。
- ③ さらに、海外で稼げる品種の確保に向け、短期的には、国内未利用品種の再評価の促進により、海外で稼げる価値・特性を有する品種の発掘を推進し、中期的には、海外の許諾先から毎年の収穫に連動したビジネスベースの許諾料の設定を促進し、海外市場を見据えた育種に向けたマーケティングと、育種目標の設定や国内未利用品種の再評価の取組の充実を図る。

(I) 農林水産・食品分野における知的財産の創出・保護・活用の推進

2. 家畜遺伝資源

【現状】

- 令和2年、家畜遺伝資源法及び改正家畜改良増殖法が施行。
これらの保護対象となる家畜遺伝資源生産事業者が生産し販売する家畜人工授精用精液については譲渡契約は、ほぼ100%実施。
また、家畜人工授精所からの報告の集約等に係る全国システムの利用拡大に向け機能強化を推進。
法施行後、全国の家畜人工授精所へ定期的に立入検査を実施し、不正流通が確認された際には、行政指導等を実施。
- 日本産牛肉のブランド確立・保護を目的に作成した和牛統一マークを海外で商標登録し維持・管理するとともに、QRコードによる和牛の品質情報を提供。
- 牛肉輸出は令和元年から令和6年の5年間で倍増。(令和元年297億円→令和6年648億円)

【課題】

- 引き続き、和牛2法に基づき、家畜遺伝資源の知財としての価値を保護するとともに、更なる流通管理の適正化を図る必要。
- 更なる海外需要の獲得のため、引き続きブランドの確立・保護を進めていく必要。

【今後の方向性(案)】

(1) 家畜遺伝資源の知財としての価値の保護及び流通管理の適正化の推進

和牛2法に基づく家畜遺伝資源の知財としての価値を保護するとともに、更なる流通管理の適正化を推進するため、

- ① 利用範囲や利用に当たって遵守すべき事項を盛り込んだ契約の締結等を推進。
- ② 家畜人工授精師や獣医師、畜産農家における法令遵守や家畜遺伝資源の知的財産としての保護の意識をいっそう向上させるのための取組を継続。
- ③ 家畜改良増殖法に定める帳簿等を作成できる全国システムについては利用拡大を推進。
- ④ 全国の家畜人工授精所に対する立入検査を継続。

(2) 和牛のブランドの確立・保護に向けた取組

引き続き、和牛統一マークを海外で商標登録し、維持・管理するとともに、QRコードによる和牛の品質情報の提供等のブランドの確立・保護に向けた取組を推進。

(I) 農林水産・食品分野における知的財産の創出・保護・活用の推進

3. スマート農林水産業・フードテック等の新たな技術 ①

【現状】

- 研究開発やその事業化の推進に向けては、『「知」の集積と活用の場』産学官連携協議会において、会員間の交流や各研究開発プラットフォーム（PF）等の活動を推進。令和7年3月末時点で、会員数は5,066、PF数は179。
各研究コンソーシアムが知的財産の戦略構築や管理を実施。
- スタートアップ支援について基礎から実用化段階までの研究開発及び実証を支援。

【課題】

- 一定の取組成果は出ているものの、現場にインパクトのある社会実装事例がまだ少なく、会員間の連携促進、協議会の取組内容の十分な周知、会員PF活動の活性化が必要。特に社会実装を想定した知財戦略の策定が必要。
- スタートアップの成長過程には、フェーズごとに難所があり、息の長い伴走支援が必要であるとともに、知的財産の構築や実行など社会実装や事業化を行う上での支援が十分でない。

【今後の方向性(案)】

『「知」の集積と活用の場』の改革による、革新的な研究開発や事業化を目指すスタートアップを含む企業等の支援

- ① 施策テーマ別の交流会等を開催、各地域との連携強化により、活動の見える化、交流機会の増大を図り、知的財産の創出・活用を促進。
- ② 社会実装を目的としたスタートアップはじめ事業拡大を図る事業者が主導するPFの形成を促進するとともに、社会実装を想定した知財戦略構築のサポート体制を強化。
- ③ スタートアップに対して知財戦略の構築・実行等を含む各フェーズにある「難所」を乗り越えるための支援措置を充実。

(I) 農林水産・食品分野における知的財産の創出・保護・活用の推進

3. スマート農林水産業・フードテック等の新たな技術 ②

【現状】

- スマート農業実証プロジェクトを令和元年度から開始。農研機構、生産者、民間企業、公設試験研究機関等から成るコンソーシアムを組織し、これまでに全国217地区においてスマート農業技術の実証を実施。
- 生産現場のスマート農業の加速化等に向けて、令和4年度から農研機構や民間企業が生産者等と連携し研究開発に取り組んでいる課題を支援。
- 令和6年施行の「スマート農業技術活用促進法」の基本方針において、開発を進める必要があるスマート農業技術の分野・目標を開発供給事業の促進の目標（重点開発目標）として規定し、同法に基づく開発供給実施計画の認定を受けた事業者に対して重点的に支援。

【課題】

- 導入機械の稼働面積が不十分な場合に、機械費の増大が利益を圧迫するケースがあることや、従来の栽培方式にスマート農業技術をそのまま導入しても効果が十分に発揮されないことなどの課題が判明。
- 依然として開発難易度が高い等の理由により、省力化又は高度化の必要性が特に高いもののスマート農業技術等の実用化が不十分な領域が存在。

【今後の方向性(案)】

(2) 農業現場のニーズを踏まえたスマート農業技術の開発

以下の取組により、知的財産の創出・活用に貢献する。

- ① 「スマート農業技術活用促進法」に基づく生産方式革新実施計画の認定を受けた生産者等に対する税制・金融等の支援措置により、スマート農業技術に適した生産方式への転換を図り、開発ハードルを下げるとともに、同法に基づく開発供給実施計画の認定を受けた事業者に対する税制・金融等の支援措置や予算事業により、重点開発目標に沿ったスマート農業技術の開発を重点的に支援。
- ② スマート農業技術の開発及び普及の好循環の形成を推進していくため、農業者、民間企業、研究機関、地方公共団体等の多様なプレーヤーが参画する「スマート農業イノベーション推進会議（IPCSA）」において、生産と開発の連携や関係者間のマッチング支援、人材育成等を支援。

(I) 農林水産・食品分野における知的財産の創出・保護・活用の推進

3. スマート農林水産業・フードテック等の新たな技術 ③

【現状】

- フードテック等を活用した技術の事業化のための実証を支援するとともに、食品企業、ベンチャー企業、研究機関、関係省庁等が所属するフードテック官民協議会を設立し、協調領域の課題解決と新市場の開拓に向けた具体的な議論や活動を実施。
- AIやデータを活用したスマート農業の推進や農業分野のデータ流出の防止に向けて、令和2年に「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」を策定。同ガイドラインの普及に向け、農業者やスマート農機等のメーカーなど対象者別に認知度や理解度の向上を図った。

【課題】

- フードテック等の先端技術に対する世界的な投資の増加に比べ、国内での投資が伸びておらず、これによる新たなビジネスが生まれにくい状況。
- 依然として、国内でも育成者権等の侵害事件が発生するとともに、国外への技術流出事例が発生している状況。現場においてより実践的に意識を向上させ、人材を育成していくとともに、現場に寄り添った支援が必要。

【今後の方向性(案)】

(3) フードテック市場の拡大に向けた取組

フードテック官民協議会における取組の推進に加え、海外展開支援、ビジネス実証支援、大規模技術実証（フェーズ3）支援等の財政支援を活用しながら、協調領域の課題解決と消費者理解の醸成を含めた新市場の創出を引き続き推進。

(4) 農業分野のデータの利活用の推進及び流出防止

データの利活用推進及び流出防止に向けた管理の徹底を図るため、農業現場の意識を向上するとともに、輸出支援機関や農業経営支援機関と連携した人材育成により、関係者の事業に即したより実践力を伴うスキルを醸成。

(I) 農林水産・食品分野における知的財産の創出・保護・活用の推進

3. スマート農林水産業・フードテック等の新たな技術 ④

【現状】

- 農業の生産性向上に向けては、衛星や各種センサ等で得られたデータの活用が不可欠であり、データ連携・共有・提供機能を有する農業データ連携基盤（WAGRI）を構築。これを活用したサービスの提供の他、農業特化型の生成AIの開発も推進。
- 令和3年に策定された、「農業分野におけるオープンAPI整備に関するガイドライン」に基づき、農業用機械等から得られるデータについて、メーカー等の垣根を越えて連携させるオープンAPIの整備を推進。
- 生産から消費までのフードチェーンにおいてデータの相互活用が可能なプラットフォーム（ukabis）を構築し、これを活用した実証を実施。
- 畜産分野では「全国版畜産クラウド」の運用、林業分野では資源調査にICTソフトを活用、水産分野では海洋環境データ等を利活用するシステムの整備等、データの集約・活用体制の整備等を実施。

【課題】

- 農業データ連携基盤（WAGRI）を活用したサービスの提供も始まっているが、データを活用した農業の普及がいまだ不十分。
- これまでに整備したオープンAPI等を活用したサービスの開発を進める必要。
- ukabisを活用して検品作業の省力化を図るなど、具体的なユースケースの創出により、農産物流通のデジタル化に向けた好循環を生み出す必要。

【今後の方向性(案)】

(5) データ活用の促進による生産性の向上

以下の取組により、知的財産の創出・活用に貢献する。

- ① WAGRIに搭載されるAPIの充実や利便性の向上等を通じて農業者のデータ利活用を促進するとともに、農業関連データの共有や統一化を含めたデータ活用環境を整備する。また、農業特化型生成AIの開発を進め、社会実装に向けた取組を推進する。
- ② オープンAPI等を活用したサービス事業者の新たなサービス開発を支援し、オープンAPIの活用推進とサービス事業者の提供サービスを向上させる取組を実施。
- ③ ukabisを活用した、生産から消費までのデータ活用・連携による、農水産物・食品流通の高度化等の取組事例の創出を支援。
- ④ 畜産、林業、水産分野においても、データの利活用に向けた取組を引き続き推進。

(I) 農林水産・食品分野における知的財産の創出・保護・活用の推進

3. スマート農林水産業・フードテック等の新たな技術 ⑤

【現状】

- スマート農業、機能性成分、GHG削減・吸収技術の各分野で国際標準化に向けた実証等の取組を実施。
- 公的研究機関を対象に、国際標準化をについて、セミナー等による普及・啓発や相談窓口における知財専門家による伴走支援を実施。
- 食品分野の技術の国際標準化については、植物性食品や細胞性食品に係るISOでの議論に参画し、国内関係機関等と連携して対応。

【課題】

- 日本の水田農業のスマート農業技術の海外展開に向け、データ交換規格の標準化を進めることが必要。
- 土壌炭素貯留技術等日本のGHG削減・吸収技術の海外展開に向け、同技術をタクソノミーの技術的審査基準（TSC）への反映等を進めることが必要。
- 引き続き、恣意的な国際標準が策定されないよう、国内関係機関等との連携が必要。

【今後の方向性(案)】

(6) 農業分野の技術の国際標準化と海外展開

- ① 内閣府の標準活用加速化支援事業等を活用し、国内のスタートアップ企業等も巻き込みながら日本のスマート農業技術やGHG削減・吸収技術の海外展開を目指す。また、二国間クレジット制度（JCM）等を活用した、我が国が有する食料安全保障に資するGHG削減・吸収技術の国際展開を推進するためのパッケージを取りまとめ、発信する。
- ② 「農林水産業・食品産業の公的研究機関のための知財マネジメントの手引き」の更新・普及や相談窓口の設置について、今後も継続して実施。

(7) 食品分野の技術の国際標準化

- ① 国際標準化に係る議論については、ISOに加えてCodexにおいてシンガポールと中国が細胞性食品の安全性に係る議論を提案しており、国内関係企業等からの意見聴取を踏まえ、我が国の取組等が十分に国際標準に反映されるよう、適切に対処。

(I) 農林水産・食品分野における知的財産の創出・保護・活用の推進

4. 地域・日本ブランド ①

【現状】

- GI保護制度の認知度は7.2%（平成30年時点）。目標である令和7年度15%に向けたプロモーション等を実施。
- 地域農林水産物のブランド化による付加価値向上に向け、地域の強みである知的財産を効果的に保護・活用する必要性を産地等に周知。
- 令和4年11月にGI保護制度の運用を見直し、多様な製品の登録につながるよう間口を広げたこと等により、国内のGI登録数は本戦略策定時の104製品から、161製品（令和7年3月時点）へ増加。令和12年に212製品登録を目標に制度を推進中。
- 他産業との連携による、加工品・外食、観光へのGI製品・GIマークの活用を推進。
- 観光庁によるインバウンド向けのツアー造成事業にGI製品を活用した取組が採択される等、観光関係者からもGI製品が注目されている。

【課題】

- GI保護制度の活用・登録促進にむけ、更なる制度周知と認知度向上とともに、現場での実践的な取組を促進する必要。
- 知財管理・活用への関心は高まりつつあるが、現在取り組んでいる地域はごく少数。
- GI登録数は順調に推移する一方、名称保護・模倣品対策が特に重要となる輸出製品・著名製品の登録の拡大が必要。
- 広域・関係者が多い等により、取りまとめ団体が存在せず登録が難しい著名製品が一定数存在。

【今後の方向性(案)】

(1) ブランド化に向けた戦略策定・実践の推進

- ① ブランド化に向けた知財戦略策定や、知財の保護・活用の実践について、「農業知財総合窓口」（後述）による伴走支援を行うとともに、優良事例の横展開を図る。
- ② 地域の強みである、農林水産物、食文化等の知的財産を、その特性にあわせ、GI、商標、特許のほか、認証の枠組み等を効果的に活用し、差別化・ブランド化を推進。

(2) 地理的表示（GI）保護制度の活用推進

- ① 地域ブランドの保護・活用に向け、GI保護制度の活用を推進。GI登録拡大に向け、(a)GI保護制度活用の優良事例をPRしつつ、GFPや認定品目団体等と連携した制度周知など制度の認知度向上、(b)GI申請相談から登録後のフォローアップまでの一体的なサポート等を推進。
- ② 広域な産地の製品や取りまとめ団体を有しない産品など、現行制度化での登録が難しい産品の登録が可能となるよう、制度的枠組みも含め総合的に検討。
- ③ 伝統やものがたりを有するGI産品の特徴を活かし、観光庁等の関係省庁や農泊の取組みとも連携し、インバウンドへの活用推進による食関連消費の拡大や、輸出拡大につなげる。引き続き加工品や外食をはじめとする他産業との連携を推進し、GI産品の活用機会の拡大を図る。

(I) 農林水産・食品分野における知的財産の創出・保護・活用の推進

4. 地域・日本ブランド ②

【現状】

- 他国産との差別化やジャパンブランドの構築に向け、日本産品の統一マーク等を運用。
- 有機JAS認証を取得している農地は10年で概ね2倍に増加しているが、有機JAS認証を取得していないが有機農業が行われている農地を含めた有機農業の取組面積は農地全体の0.7%。GAP認証取得経営体数は10年で約2.8倍増加しているが、近年はおおむね横ばいで推移。
- GI登録後の不正表示の監視により確認されたGI法違反表示を排除・抹消。また、海外ECサイト等で確認された模倣品に対し削除を要請。
- 模倣品疑義情報相談窓口を10カ国・地域の輸出支援プラットフォームに設置し、情報提供や相談の受付、侵害が疑われる事案への関係省庁等による一体的な対応を実施。

【課題】

- 海外現地において、日本産であることが適切に認知されず、その価値が市場で評価されない事例があるため、他国産との差別化やブランディングに一層取り組み、競争力を高める必要。
- 有機農業へ移行した当初の農地は単収が低く不安定であることや、有機農業の技術の体系化や指導体制の構築が不十分であることが課題。GAPは、栽培記録をはじめとした各種記録の整備に手間がかかることや認証取得費用を販売価格に転嫁することが難しい。また、実需者からの引き合いは一部に留まっており、GAP認証取得のインセンティブが働きにくい。
- 日本産品の人気の高まりに伴い、模倣品の増加が見込まれる中、GIの相互保護の推進、不正使用の監視及び模倣品対策の強化を行う必要。
- 産地や事業者等の輸出を推進する取組と並行して、海外等における模倣品や知財権侵害に関する意識の向上を図っていく必要。
- 海外現地からは、企業レベルの訴えでは海外当局の取り締まりは不十分という声。

【今後の方向性(案)】

(3) 日本産品の統一マーク等の策定・普及

海外市場において、他国産との差別化、ジャパンブランドの保護・活用に向け、品目ごとの課題も踏まえつつ、日本産品の統一マーク等の策定と普及を引き続き推進。

(4) 認証を活用した強みの見える化の推進

有機JAS認証については、環境保全型農業直接支払制度において単収が低く不安定な移行期の重点支援を図るほか、実践技術の体系化や指導体制の構築を推進する。GAP認証については、実需者等のGAPへの理解や活用の促進を図るほか、地域での面的なGAP普及に向け、団体への認証取得を促すとともに、団体運営の円滑な実施に向けた取組を推進する。

(5) 模倣品対策の加速

- ① GIの相互保護の拡大に向け、継続して相手国への働きかけを実施するとともに、相互保護を結んでいるEU及び英国と連携を引き続き推進。あわせて、相互保護国以外の国におけるGI登録や商標登録を推進。
- ② 海外現地やECサイトの調査と併せて、模倣品対策セミナーや専門家によるコンサルティングの実施等を通じ、事業者等の模倣品に対する意識向上・対応力を強化。
- ③ 輸出支援プラットフォームへの模倣品疑義情報相談窓口において関係者間での一層の連携を進め機能強化。

(I) 農林水産・食品分野における知的財産の創出・保護・活用の推進

4. 地域・日本ブランド ③

【現状】

- 日本の食を歴史、文化・芸術等と組み合わせた情報発信や農泊等を推進。
- 中山間地域等の特色を生かした営農と所得の確保に取り組み、事業目標を達成した地区の創出や、農産物以外の多様な地域資源の活用による付加価値を創出。
- 海外における日本食・食文化の魅力発信については、JFOODOによる日本産食材サポーター店等の発信拠点の拡大・活用、品目団体と連携したプロモーション、日本食・食文化の普及に資する人材育成等を実施。
- 「SAVOR JAPAN」は、平成28年度の制度発足以来、郷土料理などの地域資源の発掘・磨き上げやブランド化を戦略的に推進。認定地域へのインバウンド誘致を促進し、令和6年度現在、43地域が認定。

【課題】

- 景観や伝統文化等の多様な地域資源の保護・継承していく観点から、引き続き中山間地域における収益力向上、販売力強化に関する取組等を推進していく必要。
- 農林水産物に限らない多様な地域資源の活用や、農業者以外の多様な主体の参画により、付加価値の向上や地域社会の活力向上を図る取組を推進していく必要。
- JFOODOによる海外プロモーションについては、現地ニーズに対応した効果的なジャパンブランドの構築に加え、JETRO等による新たな商流の構築に有機的に結び付け、農業者・食品事業者の収益向上に貢献していくことが重要。
- 海外において、日本食の専門知識等を指導できる人材の育成を通じて、日本産食材の商流構築につなげる基盤を構築していくことが重要。
- 地域の食文化の魅力でインバウンド誘客を図るSAVORJAPAN認定地域においては、滞在時間や周遊範囲が限定的。

【今後の方向性(案)】

(6) 地域資源を活用した地域・日本の魅力発信

- ① 観光庁等と連携しつつ、地域内の関係者を包含した実施体制を構築し、地域資源の活用を通じて、インバウンドを含む旅行者の農村への誘客促進、高付加価値化に資する取組を推進するとともに、輸出拡大との相乗効果を図る。
- ② 地域特性を活かした高収益作物の導入、農産物のブランド化、地域資源を活用した商品開発等を推進するとともに、6次産業化、農泊、農福連携など、農村の地域資源をフル活用し、他分野と連携する取組を更に推進することにより、付加価値のある内発型の新事業を創出。
- ③ JFOODOがJETRO・認定品目団体等と連携し、海外現地の商流・ニーズ分析、メニュー提案等による現地系飲食店等への働き掛け、事業者への情報提供等を強化することにより、食品産業の海外展開及びインバウンドによる食関連消費の拡大に向け、輸出拡大との相乗効果の発揮を図る。
- ④ 海外の外国人日本食料理人等との効果的な連携により、日本食・食文化の魅力を海外に発信し、海外需要を拡大するとともに、農村へのインバウンドの誘客等を促進。
- ⑤ アニメ等のコンテンツの有効活用の促進及び「伝統的酒造り」のユネスコ登録を絡めた日本食・食文化全体のブランディングの推進。

(I) 農林水産・食品分野における知的財産の創出・保護・活用の推進

5. 国際標準化

【現状】

- 関係省庁及び関係機関と連携し、輸出実績の向上に貢献するJAS等の国際標準化の取組を推進。
- 具体的には、我が国主導での新たなISO規格の制定に向けた取組（例：災害食の品質要求事項）や、輸出時の活用を見込んだJASの制定等の取組を推進。
- 国際標準化の環境整備に向けて、研修・セミナー等を実施するとともに、ASEAN諸国の連携大学への講義等を実施。

【課題】

- 「国際標準は従うもの」との意識が根強い中で、特に農林水産物・食品に関して、輸出課題の解決に国際標準化をどのように活用できるかという観点での意識が不足。
- 国際標準化には国内外関係者間での調整が不可欠。これらの取組を推進するための人材や、関連する情報や経験をつなぐための国内のネットワークが不足。

【今後の方向性(案)】

(1) 戦略的な国際標準化の推進

- ① 国際規格の制定等に至るまでには、一定期間を要するため、ISO提案等に至った取組については、着実に国際標準となるよう対応。
- ② これに加え、農林水産物・食品の輸出拡大に向けては、我が国が主導する国際標準化活動をさらに進めるとともに、各国提案の国際規格の議論にも関与し、日本に有利となる方向に持ち込む必要があることから、目的別の国際標準化の活用方策を含め、日本の農林水産物・食品の輸出拡大に向けた国際標準化に関する戦略を検討。

(2) 国際標準化を推進するための人材育成

- ① 国内のネットワークを組織し、国際標準化に関する情報や事例を共有するとともに、国際標準化に対応する人材の育成を推進。

(Ⅱ) 農林水産業・食品産業における知財マネジメントの強化

1. 農林水産業・食品産業①

【現状】

- 令和6年から農業現場関係者を対象とするの知財意識の向上に向けた研修、および農業知財専門人材育成のための実践的講習を実施。事業シーン毎の知的財産への意識の普及を推進。
- 令和6年から農業者、普及指導員及び士業等の専門家を対象とする知的財産に関する知識や意識向上に向けたオンライン研修を実施。
- 令和3年から普及指導員向け研修を継続的に実施し、農業知財の重要性について教育を推進。また、令和2年から家畜人工授精師等への研修により、関係者への人材教育を実施。

【課題】

- 農業現場関係者の様々な相談に対応が可能な農業知財専門人材が更に必要。
- 企業・農業現場等において、知財保護対策、戦略立案を行える体制整備が必要。
- 農業者及び農業者を支援する者に対する利活用の促進が更に必要。
- 普及指導員等特定の役割を担う人材や次世代人材の育成については、今後も知識・意識が一層向上するよう、継続して取り組んでいく必要。

【今後の方向性(案)】

(1) 農業知財を担う人材育成

- ① 引き続き研修の実施により、農業現場関係者全体の知財意識の底上げを促進。
- ② ニーズの高い専門領域のカリキュラムを充実させた農業知財専門人材の育成セミナーを首都圏以外でも実施。
- ③ 産地・団体・企業等が知財戦略を実践することができるように、相談窓口での伴走支援による組織内教育等の支援を通じて、産地内・社内で知財実践の核となる人材の育成を推進。
- ④ 農学系の教育機関の教員、農業系の団体・企業等の経営層への知財戦略の重要性の周知を推進。
- ⑤ 農業団体及び士業団体から構成する官民協議会を通じたオンライン研修の活用を一層推進するとともに、育成した士業等が都道府県が整備する農業経営・就農支援センターの専門家として農業者を支援する取組を支援。
- ⑥ 普及指導員・家畜人工授精師等の専門人材や農業・食品産業関係者に向けた知財研修・セミナー等の充実。

(Ⅱ) 農林水産業・食品産業における知財マネジメントの強化

1. 農林水産業・食品産業②

【現状】

- 各地方農政局等に設置されている知的財産総合相談窓口に加え、令和2年より植物品種等海外流出防止対策コンソーシアムに農業知的財産相談窓口を設置し、知的財産に関する相談対応を実施。
- 令和5年より、輸出事業者向けに、模倣品の予防や侵害対策に関する相談対応の支援を実施。模倣被害が多様化、長期化。

【課題】

- 農業知財の相談に対応する人材が未だ不足しているとともに、幅広い分野や専門性の高い相談に対応しきれいていない状況。
- 相談内容が専門化するに伴って、相談期間も長期化するなど事業者の負担も増加してきていることから、相談者に寄り添った支援が必要。
- 模倣品対策等への具体的な知的財産の保護に関して、予防や侵害対策として、事業のシーン毎の理解や実践に向けた支援が必要。

【今後の方向性(案)】

(2) 現場支援体制の充実

- ① 農林水産業・食品製造業の現場の知財マネジメントの実践について、多様な農業知財専門人材の育成を充実。また、「農業知財総合窓口」での専門人材と相談者をマッチングする機能を充実。加えて、専門人材が相談者の事業方針や環境に寄り添い、複数の知的財産による保護や、戦略的なライセンスによる活用を促進する伴走支援の仕組みを構築。
- ② 知的財産の権利化や侵害対応への実効性を高めるため、実務的支援を充実させるとともに、効果的に行われるよう、特許庁やJETRO等の外部機関と連携。

(Ⅱ) 農林水産業・食品産業における知財マネジメントの強化

1. 農林水産業・食品産業③

【現状】

- 各地方農政局等に設置されている知的財産総合相談窓口に加え、令和2年より植物品種等海外流出防止対策コンソーシアムに農業知的財産相談窓口を設置し、知的財産に関する相談対応を実施。(再掲)
- 令和7年度より、新たに農業分野において、知的財産を効果的に保護・活用し、事業経営等の発展に顕著な成果を収めた企業等の表彰を開始。

【課題】

- 事業計画や戦略の検討にあたり、事業スタート時から、様々な複数知財を踏まえた総合的かつ実践的な検討を支援する必要。
- 効果的に知的財産の保護・活用を促進していくため、産地化や販路拡大、輸出事業化等の事業展開のステージに応じて、現場の具体的な課題に寄り添った支援が必要。
- 優良事例表彰を通じて、優良事例を手本とした知財マネジメントを実践する事業者を創出するサイクルを確立していく必要。

【今後の方向性(案)】

(3) 事業者における知的財産戦略の策定支援

事業者の事業計画や経営戦略の検討にあたり、事業スタート時から育成者権、GI、営業秘密、商標等の複数知財を踏まえた総合的なアドバイスができるよう、農業知財総合相談窓口において、一元的かつ実践的に相談対応する体制を整備。クロスコンプライアンスによる現場の意識向上を促進。

(4) 事業展開時の実践支援

事業者の戦略や事業計画における知的財産の保護・活用を実践できるよう、事業展開のステージ毎に、専門家が事業担当者に伴走した取組を展開。

その際には、技術・ノウハウを独占するのか、ライセンス等を通じて他者と共有するのか、どの範囲で共有するのか等を戦略的に検討し(オープン・クローズ戦略)、知的財産の適切な保護とともに、知的財産の活用やライセンス収入を原資にした知財サイクルの確立を促進。

(5) 知財意識の醸成・知財マネジメントの横展開

知的財産制度活用優良企業等表彰等の取組を通じて、優良事例を事業の類型等によって広く事業者にも周知して、事業者の知財意識を醸成するとともに、知財マネジメントの優良事例の横展開サイクルを確立。

(Ⅱ) 農林水産業・食品産業における知財マネジメントの強化

2. 公的研究

【現状】

- 公的研究機関の知財マネジメントを強化する取組により、公的研究機関の戦略的な知財マネジメントに対する意識は、着実に高まっている。
- 他方、公的研究機関は、普及に軸足を置いてきた背景からオープン・クローズ戦略の意識や、戦略的な知財マネジメントを実施する体制が不十分。
- こうした状況を踏まえ、令和4年には知財マネジメントの指針となる「農林水産研究における知的財産に関する方針」を改訂し、研究企画段階から社会実装を見据えた知財マネジメントを推進する旨を明記。

【課題】

- 知財マネジメントに充てられる人員、予算が限られ、知見の蓄積が難しい環境下で、多くの機関が実践面での困難を抱えており、そのような機関を対象として、国がプッシュ型の支援を推進することが重要。
- 手引き、相談窓口、実践支援は、いずれもユーザーから高い評価を得ているが、こうした支援ツールを利用する者に偏りがあり、リーチしきれていない層がある点や、成果の横展開に限界がある点に課題。

【今後の方向性(案)】

(1) 国の委託研究の知財マネジメント強化

- ① 国の委託研究においては、「農林水産研究における知的財産に関する方針」（令和4年12月改訂）に沿った知的財産マネジメントが実施されるよう、令和6年度から開始した知財担当運営委員等による助言の取組を推進する。また、知財研修の充実を図るとともに、社会情勢の変化等を踏まえ、委託契約書等の知財条項を随時見直し。また、社会情勢の変化を踏まえ必要な場合には、同方針の改訂も検討。

(2) 公的研究機関の知財マネジメント強化の推進

- ① 「農林水産業・食品産業の公的研究機関のための知財マネジメントの手引き」の更新・普及や相談窓口の設置を継続実施。
- ② 上記に加え、令和7年度からは、知財マネジメント強化支援の取組を、点から面に広げるべく、公的研究機関の知財担当からなるネットワークを構築。
- ③ ネットワーク単位での知財マネジメント活動を伴走支援することによって、効率的に多くの機関を支援し、これまでリーチできなかった層を巻き込んでいくとともに、公的研究機関相互の情報交換や知見の蓄積が行われる環境を整備。